

「山梨県消費者基本計画」(案案)の概要

1 計画の策定にあたって

趣旨

○消費者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の消費生活の安定と向上を図る

計画の位置付け

- 県消費生活条例
- 県総合計画の部門計画(消費者施策)
- 消費者教育推進法第10条に基づく「消費者教育推進計画」
※やまなし消費者教育推進計画を包含した計画とする(期間延長と数値目標の設定)

計画の期間

○平成28年度～平成32年度(5年間)

2 消費者行政を取り巻く現状と課題

- 県民生活センターにおける消費生活相談の状況
 - 消費生活相談件数は、直近5か年で、約4,500で推移
4,514件(H22) 4,572件(H23) 4,411件(H24) 4,821件(H25) 4,428件(H26)
 - (参考)市町村窓口相談件数
847件(H22) 1,341件(H23) 1,612件(H24) 1,748件(H25) 1,964件(H26)
 - 60歳以上の相談割合は年々増加傾向にあり、現在3割超 24.1%(H17) → 32.5%(H26)
 - スマートフォンなど高度情報機器の普及などにより、トラブル内容が多様化・複雑化
- 相談体制等
 - 県民生活センター(甲府市) 消費生活相談員10名(有資格者7名)
※本所:8名 地方相談室(都留市):2名
 - 市町村 国交付金を活用し、消費生活相談窓口を充実、啓発事業を実施しているが、十分とは言えず、拡充及び継続した取組が必要

【国の消費者行政強化作戦】 国の目標 本県の達成率(H26.4現在)

 - 消費生活センターの設置
 - 人口5万人以上の全市町 40.0%
 - 人口5万人未満の市町村の50%以上 27.3%
 - 消費生活相談員の配置
 - 市町村50%以上 44.4%
 - 有資格者75%以上 52.2%
 - 研修参加率100%(毎年度) 78.3%
 - 消費者安全確保
 - 地域協議会の設置 人口5万人以上の全市町(H28.4.1施行)
- 消費者教育の推進
 - 「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29)に基づき、県民生活センターを拠点に消費者教育を推進
- 県政モニターアンケート結果(H27.7)
 - 県民生活センターの認知度(54.0%)、市町村の相談窓口の認知度(25.7%)
 - 県民生活センターへ望むこと
 - ①専門的な知識や経験のある相談員の増員
 - ②広域的な被害防止のための市町村への迅速な情報提供
 - 市町村の相談窓口へ望むこと
 - ①専門的な知識や経験のある相談員の配置または増員
 - ②表示や案内を分かりやすくし、消費生活相談のしやすい体制づくり
 - ③被害拡大防止のための迅速な情報提供

3 消費者施策の基本方針と展開

基本方針

- 商品やサービスの安全の確保
 - ・監視・指導・検査の徹底
 - ・消費者事故の調査・公表
 - ・生活関連物資の安定供給・価格の安定化
 - ・食の安全・安心の確保
- 消費者と事業者との取引の適正化
 - ・表示等の適正化の推進
 - ・消費者契約の適正化の推進
- 消費者被害の防止と救済
 - ・県の相談体制の充実
 - ・市町村における相談体制の充実
 - ・見守り体制の構築
 - ・県内団体との連携
 - ・多重債務問題の解決
 - ・紛争処理
- 消費者教育の推進
 - ・ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進
 - ・消費者教育の人材(担い手)の育成
 - ・関連する教育との連携

重点施策

- 相談体制の充実
 - 市町村における消費生活センターの配置、または消費生活相談員の配置の促進
- 高齢者等の見守り体制の構築
 - (消費者安全確保地域協議会等の設置)
- 消費者教育の推進

4 計画の推進

- 推進体制
 - ・県消費生活審議会(消費者教育推進協議会)
 - ・県消費者行政推進会議
(庁内各課、甲府財務事務所、日本銀行甲府支店)
- 進行管理
 - ・毎年、HPで進捗状況を公表

数値目標

No.	基本方針	項目	現状(H26年度)	目標(H32年度)
1	商品やサービスの安全の確保	食育推進ボランティア登録者数(食生活改善推進員を除く)	1,284人	1,300人
2		食育推進応援団登録数	249箇所	275箇所
3		学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	25.7%	30%以上
4	消費者と事業者との取引の適正化	食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の広域的店舗の割合	98.9%	100%
5		食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の地域店舗の割合	78.6%	85%以上
6	消費者被害の防止と救済	市町村消費生活センター設置率(含む広域相談体制) ①人口5万人以上の市 ②人口5万人未満の市町村	① 40.0% ② 27.3%	① 100% ② 50%以上
7		消費生活相談員の配置市町村率(含む広域相談体制)	44.4%	50%以上
8	消費者教育の推進	消費生活相談員の有資格者率	52.2%	75%以上
9		消費生活相談員の研修参加率	78.3%(H25年度)	100%
10	消費者教育の推進	消費者安全確保地域協議会の設置率(含む消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの整備) ①人口5万人以上の市 ②人口5万人未満の市町村	① 10% ② 0%	① 100% ② 100%
11		県民生活センターによる消費生活に関する出前講座の実施	120件	120件
12	消費者教育の推進	食品の安全性に関する情報提供件数(県民生活センターが主体)	9,867件	12,000件